

平成17年6月6日

株 主 各 位

東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
新宿センタービル8階
ニッシン債権回収株式会社
代表取締役社長 天 野 量 公

第4期定時株主総会招集ご通知

拝啓 ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。

さて、当社第4期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご出席下さいませようご通知申し上げます。

なお、当日ご出席願えない場合は、以下のいずれかの方法により議決権を行使することができますので、お手数ながら後記の「議決権の行使についての参考書類」をご検討下さいまして、平成17年6月20日までに議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

〔書面による議決権の行使の場合〕

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、ご押印の上、ご返送いただきますようお願い申し上げます。

〔電磁的方法（インターネット）による議決権の行使の場合〕

パソコンから議決権行使サイト（<http://www.it-soukai.com>）にアクセスしていただき、同封の議決権行使書用紙に表示された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご利用になり、画面の案内にしたがって、賛否をご入力下さいませようお願い申し上げます。なお、詳細は別紙色紙の「インターネットでの議決権行使について」をご覧ください。

敬 具

記

- | | |
|--------------------|---|
| 1. 日 時 | 平成17年6月21日（火曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 東京都新宿区西新宿1丁目25番1号
新宿センタービル51階 サンスカイルーム |
| 3. 会議の目的事項
報告事項 | 第4期（平成16年4月1日から平成17年3月31日まで）営業報告書、貸借対照表及び損益計算書報告の件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 第4期利益処分案承認の件 |
| 第2号議案 | 定款一部変更の件 |
| 第3号議案 | 議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（20頁）に記載のとおりであります。
ストックオプションとして新株予約権を無償で発行する件 |
| 第4号議案 | 議案の要領は、後記の「議決権の行使についての参考書類」（21から24頁まで）に記載のとおりであります。 |
| 第5号議案 | 取締役5名選任の件
監査役2名選任の件 |

以 上

当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出下さいますようお願い申し上げます。

営業報告書

(平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで)

1. 営業の概況

(1) 営業の経過及び成果

当期におけるわが国経済は、企業収益の改善に伴う設備投資の増加や雇用情勢の改善等、総じて国内景気は穏やかな回復傾向にありましたものの、このところの生産、輸出における一部指標の弱含みや、原油価格の動向が与える内外経済への影響等日本経済の不安要因は少なくなく、景気の先行きについての不透明感は拭えないまま推移しております。

当社の属する業界におきましては、政府の金融再生プログラムにおける主要行の不良債権比率半減目標の最終年度及びペイオフ解禁を控え、都市銀行による積極的な不良債権処理、地方銀行の企業再生ファンドの活用、整理回収機構(RCC)による債権売却処理の本格化など、金融機関等による不良債権処理は一層活発化いたしました。この結果、平成16年12月31日時点では、債権管理回収業の営業会社数は89社となっており、債権管理回収会社が取扱った債権の数及び取扱債権額(債権回収会社が管理回収の委託を受けた債権及び譲り受けた債権の数及び合計額)は、それぞれ2,311万件(平成16年6月30日時点の調査から21.4%の増加)、129兆円(平成16年6月30日の調査から11.2%の増加)に達しております。

この様な経営環境のもと当社は、金融機関等に対する積極的な営業活動により特定金銭債権買取の拡大、顧客の再生と当社の収益確保に配慮した効率的な回収業務、並びに不動産関連業務の強化に努めました。また、平成16年12月に三洋パシフィック投資顧問(株)、及び平成17年2月に(株)日本メディカル・パートナーズとそれぞれ業務提携を行い、共同で再生支援事業を行っていくこといたしました。

なお、当社は、経営の健全性と透明性を示し社会的信用力の向上と財務基盤の強化を図ることを主な目的として、平成16年9月16日に東京証券取引所マザーズ市場に上場いたしました。

この結果、当期の営業収益につきましては、買取債権回収高9,398,802千円(前期比107.1%増)、買取不動産売却高1,404,375千円(同-%)、受託手数料及び営業収益その他を合わせ、10,931,823千円(同137.6%増)となりました。また、営業利益は1,771,454千円(前期比96.7%増)、経常利益は1,651,733千円(同119.8%増)、当期純利益は963,664千円(同136.6%増)となりました。

【買取の状況】

債権買取額(投資額)	買取債権残高
13,071,362千円	11,600,630千円
不動産買取額(投資額)	買取不動産残高
1,117,033千円	143,278千円

【回収の状況】

買取債権回収高	債権回収原価
9,398,802千円	6,275,611千円
買取不動産売却高	買取不動産売却原価
1,404,375千円	973,754千円

(2) 対処すべき課題

平成17年3月に金融再生プログラムによる不良債権処理目標の最終年度末を迎え、大手金融機関の不良債権処理はピークを越えたものの、今後、その処理ニーズにつきましてもは債権流動化案件や再生型案件等の増加により、ますます多様化していくものと思われまます。また、地方金融機関におきましてもは不良債権処理が本格化していくものと思われまます。一方、当業界におきましてもは、参入業者数の増加等から一層その競争が激化しており、今後は、特定金銭債権買取価額の上昇による利益率への影響が予想されまます。

このような状況のもと、当社といたしましてもは、特に下記の課題に重点をおき対処していく方針であります。

組織体制及び人材の確保

当社の業容拡大のスピードに見合った優秀な人材の確保とそれに伴う組織体制の整備

取引先の拡大

更なる特定金銭債権の買取拡大を目的に、全国の金融機関に向けた営業活動の積極展開

収益基盤の拡大

不動産関連事業及び再生関連事業の充実を図り、市場環境の変化及び金融機関等の多様な不良債権処理ニーズに対応

株主各位におかれましてもは、今後ともなお一層のご支援とご鞭撻を賜りまますようお願い申し上げます。

(3) 資金調達の状況
借入金

借入額	返済額
14,680,000千円	4,514,275千円

公募増資

平成16年9月に2,092,500千円（1株当たり発行価額 837千円）の公募増資を実施しております。

(4) 設備投資の状況

当期中において実施しました重要な設備投資等はありません。

(5) 営業成績及び財産の状況の推移

（単位：千円）

区 分	第 1 期 (平成13年7月11日 平成14年3月31日)	第 2 期 (平成14年4月1日 平成15年3月31日)	第 3 期 (平成15年4月1日 平成16年3月31日)	第 4 期 (平成16年4月1日 平成17年3月31日)
買 取 債 権 残 高	382,180	3,077,733	5,057,332	11,600,630
営 業 収 益	33,100	2,858,686	4,599,112	10,931,823
経 常 利 益	73,858	309,055	751,464	1,651,733
当 期 純 利 益	74,052	208,454	407,246	963,664
1株当たり当期純利益	7,405円23銭	18,785円42銭	38,954円62銭	7,843円01銭
総 資 産	433,654	3,337,933	6,685,871	20,366,402
純 資 産	425,947	634,401	1,545,048	4,629,713
自 己 資 本 比 率	98.2%	19.0%	23.1%	22.7%
1株当たり純資産額	42,594円77銭	61,380円19銭	137,830円04銭	35,153円48銭

- (注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。
 2. 1株当たり当期純利益につきましては、第1期は普通株式に係る当期純利益を普通株式の期中平均株式数で除して算出しており、第2期以降は「1株当たり当期純利益に関する会計基準」（企業会計基準第2号）及び「1株当たり当期純利益に関する会計基準の適用指針」（企業会計基準適用指針4号）に基づいて計算しております。
 3. 第3期において純資産が増加いたしましたのは、主に平成15年11月及び平成16年2月の有償第三者割当によるものであります。
 4. 第4期において純資産が増加いたしましたのは、主に平成16年9月の公募増資によるものであります。

2. 会社の概況（平成17年3月31日現在）

(1) 主要な事業の内容

当社は、法務大臣より営業認可（法務大臣 第58号）を受け、債権管理回収業を行っております。

債権管理回収業務

- 1) 債権の管理回収業務
- 2) 回収受託業務

管理のコンサルティング業務

- 1) 不良債権のデューデリジェンス業務
- 2) 債権管理の総合コンサルティング業務

(2) 主要な営業所

本社 東京都新宿区西新宿一丁目25番1号
新宿センタービル8階

(3) 株式の状況

株式の種類	普通株式
会社が発行する株式の総数	400,000株
発行済株式の総数	131,700株
当期中の株式の発行	

区 分	発行した株式の数	増加した資本金	増加した資本準備金
公 募 増 資	2,500株	903,125千円	1,189,375千円
株 式 分 割	115,810株	千円	千円
新株予約権の行使	2,260株	19,750千円	19,750千円
合 計	120,570株	922,875千円	1,209,125千円

当期末株主数

2,943名
(前期末比2,924名増)

(3) 大株主の状況

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況		当社の大株主への出資状況	
	持 株 数	出 資 比 率	持 株 数	出 資 比 率
株 式 会 社 ニ ッ シ ン	100,000株	75.93%	株	%
イー・リサーチ株式会社	2,000	1.52		
天 野 量 公	1,500	1.14		
寄 岡 正 一	1,000	0.76		
ソフトバンク・インターネット テクノロジー・ファンド2号	1,000	0.76		
みずほキャピタル第1号 投資事業有限責任組合	1,000	0.76		
株 式 会 社 新 生 銀 行	1,000	0.76		
合 田 益 己	900	0.68		
メロンバンクトリーディー クライアーツオムニバス	862	0.65		
ニッシン債権回収従業員持株会	756	0.57		

(4) 自己株式の取得、処分等及び保有の状況

該当事項はありません。

(5) 新株予約権の状況

現に発行している新株予約権

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づく新株予約権

(第1回)

株主総会の特別決議日	平成14年9月9日
新株予約権の数	955個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	955株
新株予約権の発行価額	無償

(注) 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)及び平成16年12月20日付の株式分割(1:5)により新株予約権の目的となる株式の数が平成17年3月31日現在9,550株に調整されております。

(第2回)

株主総会の特別決議日	平成15年6月23日
新株予約権の数	230個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	230株
新株予約権の発行価額	無償

(注) 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)及び平成16年12月20日付の株式分割(1:5)により新株予約権の目的となる株式の数が平成17年3月31日現在2,300株に調整されております。

(第3回)

株主総会の特別決議日	平成16年3月30日
新株予約権の数	187個
新株予約権の目的となる株式の種類	普通株式
新株予約権の目的となる株式の数	187株
新株予約権の発行価額	無償

(注) 平成16年6月1日付の株式分割(1:2)及び平成16年12月20日付の株式分割(1:5)により新株予約権の目的となる株式の数が平成17年3月31日現在1,870株に調整されております。

(6) 従業員の状況

区分	従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
男子	51名	14名増	42.8歳	1.4年
女子	8名	5名増	31.5歳	1.5年
合計又は平均	59名	19名増	41.2歳	1.4年

(注) 従業員数・平均年齢・平均勤続年数には、パートタイマー及び嘱託は含んでおりません。

(7) 企業統合の状況

親会社との関係

当社の親会社は株式会社ニッシンで、同社は当社の株式を100,000株(出資比率75.93%)保有しており、同社の代表取締役会長が当社の取締役を兼務しております。

重要な子会社等の状況

会社名	資本金	当社の 出資比率	主要な事業内容
(有)ジェイ・ワン・インベストメンツ	3,000千円	100.00%	投資業
(有)ミヤコキャピタル	3,000千円	100.00%	債権の買取業
(有)シー・エヌ・キャピタル	3,000千円	50.00%	債権の買取業
(有)シー・エヌ・ツー	3,000千円	50.00%	債権の買取業
(有)ニッシンメディカル・パートナーズ	3,000千円	45.00%	医療機関再生ファンドの運営
(有)シー・エヌ・スリー	6,000千円	50.00%	債権の買取業

企業結合の経過

- 1) (有)シー・エヌ・ツーは、平成16年8月25日に新たに設立し、持分法適用会社となりました。
- 2) (有)ミヤコキャピタル(100.0%子会社)は、平成16年12月1日に新たに設立し、連結子会社となりました。
- 3) (有)シー・エヌ・スリーは、平成17年2月4日に新たに設立し、シー・エヌ・スリー・インベスターズLLC(出資比率50.0%)を通じて間接所有している会社ですが、影響力基準に基づいて持分法適用会社となりました。
- 4) (有)ニッシンメディカル・パートナーズは、平成17年3月7日に新たに設立し、持分法適用会社となりました。

企業結合の成果

当期の連結売上高は、11,198,546千円(前期比143.5%増)であり、連結当期純利益は1,022,429千円(前期比151.7%増)であります。

(8) 主要な借入先の状況

借入先	借入金残高	借入先が有する当社の株式	
		持株数	出資比率
株式会社徳島銀行	2,000,000千円	株	%
株式会社愛媛銀行	1,273,000		
オリックス株式会社	972,222	100	0.08
住商金融サービス株式会社	875,000		
株式会社親和銀行	861,000		

(9) 取締役及び監査役の状況

会社における地位	氏名	担当又は主な職業
代表取締役社長	天野量公	
常務取締役	合田益己	
取締役	高原誠	弁護士
取締役	清水克敏	アセットマネジメント部長
取締役	寄岡秀夫	株式会社ニッシン代表取締役会長
常勤監査役	新名忠矩	
監査役	吉本修二	弁護士
監査役	山田啓之	税理士

- (注) 1. 取締役寄岡秀夫氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役であります。
2. 取締役高原誠氏は、債権管理回収業に関する特別措置法第5条第4項に定める取締役弁護士であります。
3. 監査役吉本修二、山田啓之の両氏は、「株式会社の監査等に関する商法の特別に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

(10) 取締役及び監査役に支払った報酬その他の職務遂行の対価である財産上の利益の額

(単位：千円)

区 分	取 締 役		監 査 役		計	
	支給人員	支給額	支給人員	支給額	支給人員	支給額
定款又は株主総会決議に基づく報酬	4名	46,800	3名	14,824	7名	61,624
利益処分による役員賞与	4名	9,400	3名	1,600	7名	11,000
計		56,200		16,424		72,624

- (注) 1. 上記のほか、使用人兼務取締役(1名)に対する使用人給与として7,800千円を支給しております。
2. 期末日現在の人数は、取締役5名、監査役3名であります。支給人員との相違は、取締役寄岡秀夫氏が無報酬であるためであります。

(11) 決算期後に生じた会社の状況に関する重要な事実

平成17年2月14日開催の取締役会により、下記のとおり株式の分割を決議いたしました。

- | | |
|--------------------|---|
| (1) 分割の方法 | 平成17年3月31日の最終株主名簿に記載された株主の所有株式数を1株につき2株の割合をもって分割する。 |
| (2) 分割により増加する株式の種類 | 普通株式 |
| (3) 分割により増加する株式数 | 131,700株 |
| (4) 株式分割の日 | 平成17年5月20日 |
| (5) 新株の配当起算日 | 平成17年4月1日 |

(注) この営業報告書に記載の金額は表示単位未満を切り捨ててしております。また、比率については表示単位未満を四捨五入しております。

貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	15,005,863	流 動 負 債	7,465,214
現金及び預金	3,322,717	短期借入金	1,599,700
買取債権	11,600,630	一年内返済予定長期借入金	4,961,533
買取不動産	143,278	一年内償還予定社債	60,000
前払費用	52,662	未払金	154,798
繰延税金資産	509,511	未払費用	97,421
関係会社短期貸付金	253,026	未払法人税等	577,918
未収収益	20,008	預り金	13,841
未収入金	30,676	固 定 負 債	8,271,474
立替金	3,402	社 債	150,000
預け金	355,744	長期借入金	8,119,390
貸倒引当金	1,285,794	そ の 他	2,083
固 定 資 産	5,360,538	負 債 合 計	15,736,688
有形固定資産	28,036	資 本 の 部	
建 物	23,216	資 本 金	1,684,875
器 具 備 品	4,820	資 本 剰 余 金	1,471,125
無形固定資産	500	資 本 準 備 金	1,471,125
ソフトウェア	500	利 益 剰 余 金	1,473,713
投資その他の資産	5,332,001	利 益 準 備 金	2,060
投資有価証券	59,000	任 意 積 立 金	500,000
出 資 金	280,227	別 途 積 立 金	500,000
関係会社出資金	15,350	当 期 未 処 分 利 益	971,653
関係会社長期貸付金	4,904,949	資 本 合 計	4,629,713
長期前払費用	7,327	負 債 及 び 資 本 合 計	20,366,402
繰延税金資産	715		
そ の 他	64,430		
資 産 合 計	20,366,402		

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

損 益 計 算 書

(平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金	額
営業収益		
買取債権回収高	9,398,802	
受託手数料	76,257	
買取不動産売却高	1,404,375	
その他	52,387	10,931,823
営業費用		
債権回収原価	6,275,611	
買取不動産売却原価	973,754	
その他原価	14,854	7,264,221
営業総利益		3,667,602
販売費及び一般管理費		1,896,148
営業利益		1,771,454
営業外収益		
受取利息	25	
関係会社貸付金利息	46,709	
その他	2,404	49,139
営業外費用		
支払利息	151,157	
社債利息	3,925	
新株発行費	13,776	168,860
経常利益		1,651,733
特別損失		
リース解約損	18,688	18,688
税引前当期純利益		1,633,044
法人税、住民税及び事業税	848,798	
法人税等調整額	179,418	669,379
当期純利益		963,664
前期繰越利益		7,988
当期末処分利益		971,653

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

・重要な会計方針

1. 有価証券の評価基準及び評価方法

その他有価証券

時価のないもの……移動平均法による原価法によっております。

2. デリバティブに係る評価基準及び評価方法

時価法（ヘッジ会計の方法については、繰延ヘッジ処理によっております。）

3. 固定資産の減価償却方法

有形固定資産……定率法によっております。ただし、建物（建物附属設備を除く）については定額法によっております。

無形固定資産……自社利用のソフトウェアについては、社内における利用可能期間（5年）に基づく定額法によっております。

長期前払費用……均等償却によっております。

4. 繰延資産の処理方法

新株発行費については、支出時に全額費用として処理しております。

5. 引当金の計上基準

貸倒引当金

債権の貸倒れによる損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

6. 買取債権回収高及び債権回収原価の計上基準

買取債権回収高は、回収時に回収金額を計上しております。

また、債権回収原価については、将来のキャッシュ・フローを見積もることが可能な債権を償却原価法によって算定し、見積もることが困難な債権を回収原価法によって算定しております。

7. リース取引の処理方法

リース物件の所有権が借主に移転すると認められるもの以外のファイナンス・リース取引については、通常の賃貸借取引に係る方法に準じた会計処理によっております。

8. 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜き方式を採用しております。なお、控除対象外消費税等は全額当期の費用として処理しております。

・貸借対照表の注記

1. 関係会社に対する資産	
流動資産	279,607千円
固定資産	4,904,949千円
2. 有形固定資産の減価償却累計額	7,455千円
3. 貸借対照表に計上した固定資産のほか、リース契約により使用している重要な資産としてコンピュータ・システム一式等があります。	
4. 担保に供している資産	
普通預金	418,166千円
買取債権	455,836千円

・損益計算書の注記

1. 支配株主との取引高	
営業取引以外の取引高	
支払利息	5,547千円
2. 関係会社に対する取引高	
営業取引の取引高	63,932千円
営業取引以外の取引高	46,709千円
3. 1株当たり当期純利益	7,843円01銭
・ 損益計算書上の当期純利益	963,664千円
・ 1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式に係る当期純利益	950,964千円
・ これらの差額（普通株主に帰属しない金額）の主要な内訳 利益処分による役員賞与金	12,700千円
・ 1株当たりの当期純利益の算定に用いられた普通株式及び普通株式と同等の株式の期中平均株式数の種類別の内訳 普通株式	121,250株

利 益 処 分 案

(単位：円)

摘 要	金	額
当 期 未 処 分 利 益 これを次のとおり処分いたします。		971,653,274
利 益 配 当 金 (1株につき1,000円00銭)	131,700,000	
役 員 賞 与 金 (うち監査役分)	12,700,000 (1,900,000)	
任 意 積 立 金 別 途 積 立 金	500,000,000	644,400,000
次 期 繰 越 利 益		327,253,274

会計監査人の監査報告書謄本

独立監査人の監査報告書

平成17年 5月17日

ニッシン債権回収 株式会社
取締役会 御 中

三 優 監 査 法 人

代表社員 公認会計士 高瀬 敬介 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 古藤 智弘 ㊞

当監査法人は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第2条第1項の規定に基づき、ニッシン債権回収株式会社の平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第4期営業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、営業報告書（会計に関する部分に限る。）及び利益処分案並びに附属明細書（会計に関する部分に限る。）について監査を行った。なお、営業報告書及び附属明細書について監査の対象とした会計に関する部分は、営業報告書及び附属明細書に記載されている事項のうち会計帳簿の記録に基づく記載部分である。この計算書類及び附属明細書の作成責任は経営者にあり、当監査法人の責任は独立の立場から計算書類及び附属明細書に対する意見を表明することにある。

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準は、当監査法人に計算書類及び附属明細書に重要な虚偽の表示がないかどうかの合理的な保証を得ることを求めている。監査は、試査を基礎として行われ、経営者が採用した会計方針及びその適用方法並びに経営者によって行われた見積りの評価も含め全体としての計算書類及び附属明細書の表示を検討することを含んでいる。当監査法人は、監査の結果として意見表明のための合理的な基礎を得たと判断している。なお、この監査は、当監査法人が必要と認めて実施した子会社に対する監査手続を含んでいる。

監査の結果、当監査法人の意見は次のとおりである。

- (1) 貸借対照表及び損益計算書は、法令及び定款に従い会社の財産及び損益の状況を正しく示しているものと認める。
- (2) 営業報告書（会計に関する部分に限る。）は、法令及び定款に従い会社の状況を正しく示しているものと認める。
- (3) 利益処分案は、法令及び定款に適合しているものと認める。
- (4) 附属明細書（会計に関する部分に限る。）について、商法の規定により指摘すべき事項はない。

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告書謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、平成16年4月1日から平成17年3月31日までの第4期営業年度の取締役の職務の執行に関して各監査役から監査の方法及び結果の報告を受け、協議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役の監査の方法の概要

各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、業務の分担等に従い、取締役会その他重要な会議に出席するほか、取締役等からその職務の執行状況を聴取し、重要な決裁書類等を閲覧し、本社において業務及び財産の状況を調査し、必要に応じて子会社に対し営業の報告を求めました。また、会計監査人から報告及び説明を受け、計算書類及び附属明細書につき検討を加えました。

取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引に関しては、上記の監査の方法のほか、必要に応じて取締役等に対し報告を求め、詳細に調査いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 会計監査人三優監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (2) 営業報告書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- (3) 利益処分に関する議案は、会社財産の状況その他の事情に照らし指摘すべき事項は認められません。
- (4) 附属明細書は、記載すべき事項を正しく示しており、指摘すべき事項は認められません。
- (5) 取締役の職務遂行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。

なお、取締役の競業取引、取締役と会社間の利益相反取引、会社が行った無償の利益供与、子会社又は株主との通例的でない取引についても取締役の義務違反は認められません。

平成17年5月19日

ニッシン債権回収株式会社

常勤監査役 新 名 忠 矩 ㊞

監 査 役 吉 本 修 二 ㊞

監 査 役 山 田 啓 之 ㊞

(注) 監査役吉本修二及び監査役山田啓之は、「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役であります。

以 上

(ご参考)

連結貸借対照表

(平成17年3月31日現在)

(単位：千円)

科 目	金 額	科 目	金 額
資 産 の 部		負 債 の 部	
流 動 資 産	17,540,724	流 動 負 債	7,509,568
現金及び預金	3,424,982	短期借入金	1,599,700
買 取 債 権	13,712,118	一年内返済予定長期借入金	4,961,533
買 取 不 動 産	668,111	一年内償還予定社債	60,000
繰延税金資産	511,605	未払法人税等	601,653
そ の 他	509,700	そ の 他	286,681
貸倒引当金	1,285,794	固 定 負 債	8,277,648
固 定 資 産	2,934,006	社 債	150,000
有形固定資産	28,036	長期借入金	8,119,390
建物及び構築物	23,216	そ の 他	8,257
器具備品	4,820	負 債 合 計	15,787,217
無形固定資産	500	少数株主持分	
そ の 他	500	少数株主持分	
投資その他の資産	2,905,469	資 本 の 部	
投資有価証券	59,000	資 本 金	1,684,875
出 資 金	2,708,740	資本剰余金	1,471,125
そ の 他	137,728	利益剰余金	1,531,513
資 産 合 計	20,474,730	資 本 合 計	4,687,513
		負債、少数株主持分 及び資本合計	20,474,730

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

(ご参考)

連結損益計算書

(平成16年4月1日から
平成17年3月31日まで)

(単位：千円)

科 目	金 額	
営業収益		
買取債権回収高	9,590,881	
買取不動産売却高	1,404,375	
受託手数料	22,176	
その他の他	181,113	11,198,546
営業費用		
債権回収原価	6,346,453	
買取不動産売却原価	973,754	
その他の他原価	18,089	7,338,297
営業総利益		3,860,249
販売費及び一般管理費		1,933,263
営業利益		1,926,985
営業外収益		
受取利息	931	
雇用助成金収入	600	
保険配当金収入	1,746	
持分法による投資利益	716	
その他の他	53	4,048
営業外費用		
支払利息	151,157	
社債利息	3,925	
新株発行費	13,776	
その他の他	258	169,118
経常利益		1,761,915
特別損失		
リース解約損	18,688	18,688
税金等調整前当期純利益		1,743,226
法人税、住民税及び事業税	902,310	
法人税等調整額	181,512	720,797
当期純利益		1,022,429

(注) 記載金額は、千円未満を切り捨てて表示しております。

議決権の行使についての参考書類

1. 総株主の議決権の数 131,700個

2. 議案及び参考事項

第1号議案 第4期利益処分案承認の件

議案の内容は、添付書類15頁に記載のとおりであります。

利益処分につきましては、経済金融情勢、当社の業績等を勘案のうえ、積極的且つ継続的な利益還元を図ることを基本方針としております。

当期の利益配当金につきましては、1株につき1,000円とさせていただきますと存じます。

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「電子公告制度の導入のための商法等の一部を改正する法律」(平成16年法律第87号)が平成17年2月1日に施行され、電子公告の導入が認められたことに伴い、周知性の向上及び経営の合理化を図るため、現行定款第4条(公告の方法)につき所要の変更を行うものであります。また、同制度の導入に伴い、不測の事態が発生した場合に備え、予備的な公告方法も定めるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

(下線は変更部分を示します。)

現 行 定 款	変 更 案
(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、 <u>日本経済新聞</u> に掲載する。	(公告の方法) 第4条 当会社の公告は、 <u>電子公告</u> により行う。ただし、 <u>電子公告</u> による <u>ことができない事故</u> その他の <u>やむを得ない事由</u> が生じたときは、 <u>日本経済新聞</u> に掲載して行う。

第3号議案 ストックオプションとして新株予約権を無償で発行する件

商法第280条ノ20及び第280条ノ21の規定に基づき、当社、当社の子会社及び当社の持分法適用関連会社の取締役、監査役、顧問及び従業員に対して、以下の要領により、ストックオプションの目的で新株予約権（以下「本件新株予約権」といいます。）を発行することにつき、ご承認をお願いするものであります。

記

(新株予約権発行の要領)

1. 株主以外の者に特に有利な条件で新株予約権を発行することを必要とする理由
当社の業務に従事する者の業績向上に対する意欲や士気を一層高め、また、優秀な人材を確保することを目的として、ストックオプションを導入するため。
2. 発行の対象者
新株予約権発行時における、当社取締役会が指定する当社、当社の子会社及び当社の持分法適用関連会社の取締役、監査役、顧問及び従業員（当社就業規則に定める社員及び嘱託社員、パート社員）とする（以下、総称として「対象者」という。）。
3. 新株予約権の目的たる株式の種類及び数
 - (1) 新株予約権の目的たる株式の種類
当社普通株式とする。
 - (2) 新株予約権の目的たる株式の数
合計1,000株を上限とする。
なお、当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により目的たる株式の数を調整する。ただし、かかる調整は、本件新株予約権のうち、当該時点で対象者が行使していない本件新株予約権の目的たる株式の数についてのみ行われ、調整の結果生じる1株に満たない端数については、これを切り捨てる。
$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$
4. 新株予約権の総数
合計1,000個を上限とする。
なお、本件新株予約権1個あたりの目的たる株式の数（以下、「付与株式数」という。）は、1株とする。
5. 新株予約権の発行価額
無償とする。

6. 新株予約権の行使時の払込金額

(1) 本件新株予約権の行使にあたり払い込むべき金額は、本件新株予約権の行使により発行又は移転する株式1株あたりの払込価額（以下「行使価額」という。）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を発行する日（以下「発行日」という。）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く。）の東京証券取引所における当社普通株式の終値の平均値に1.10を乗じた金額とし、1円未満の端数は切り上げるものとする。ただし、その金額が発行日の東京証券取引所における当社普通株式の終値を下回る場合は、当該終値を行使価額とする。

(2) 当社が株式分割又は株式併合を行う場合、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

当社が、本件新株予約権発行後、時価を下回る価額で、新株の発行（新株予約権の行使を除く。）又は自己株式の処分を行う場合は、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げるものとする。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times 1 \text{株あたりの払込価額}}{1 \text{株あたりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において「1株あたりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日の前日の東京証券取引所における当社普通株式の終値とする。また、「既発行株式数」とは、新株発行が行われた場合はその割当日における発行済株式総数とし、自己株式が処分された場合は調整後行使価額を適用する日の前日における発行済株式総数から処分する自己株式の総数を控除した数とする。自己株式の処分の場合には、「新規発行株式数」を「処分する株式数」に、「1株あたりの払込価額」を「1株あたりの処分価額」に各々読み替えるものとする。

(3) 当社が他社と合併を行い本件新株予約権が承継される場合、又は、当社が会社分割を行う場合、並びに、当社が完全子会社となる株式交換又は株式移転を行い本件新株予約権が承継される場合、当社は必要と認める行使価額の調整を行う。

7. 新株予約権の行使期間

本件新株予約権の行使期間の開始日は、当株主総会の属する月の翌月1日から2年経過後とする。また行使期間の最終期限は、前述にある行使期間の開始日から3年間とする。ただし、行使期間の最終日が当社の休業日にあたるときはその前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使の条件

(1) 対象者は、本件新株予約権の行使時において、当社、当社の子会社及び当社の持分法適用関連会社の取締役、監査役、顧問及び従業員（当社就業規則に定める社員及び嘱託社員、パート社員）であることを要する。

(2) 前項にかかわらず、対象者が以下の各号のいずれかの事由により前項に規定されたいずれの地位をも喪失した場合には、本新株予約権を行使することができるものとする。ただし、第1号の場合は退任又は退職等の日から90日間に限り、本件新株予約権を行使することができるものとする。

対象者が任期満了により取締役を退任し、就業規則に定める定年により退職し又は顧問契約、嘱託契約の期間満了による終了により、顧問、嘱託の地位を喪失した場合

対象者が当社と出資関係又は営業上の関係を有する会社の取締役若しくは監査役として選任され又は従業員として採用された場合で、当社取締役会が本件新株予約権の行使を認めた場合

(3) 対象者の相続人は、本件新株予約権を行使することができないものとする。

(4) 本件新株予約権の質入れその他の処分は認めないものとする。

(5) 対象者に法令又は当社内部規律に違反する行為があった場合、当該対象者は、本件新株予約権を行使することができないものとする。

(6) 対象者は、一度の手続において、割当てを受けた本件新株予約権の全部又は一部を行使することができる。

(7) その他権利行使に関する条件については、本総会以後に開催される取締役会決議により決定し、対象者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるものとする。

9. 新株予約権の消却事由及び条件

(1) 当社が消滅会社となる合併契約書が承認されたとき、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案並びに株式移転の議案につき株主総会で承認されたときは、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で消却することができるものとする。

(2) 対象者が、新株予約権を取得した後権利行使をする前に、上記8(1)、(2)又は(5)の規定により本件新株予約権を行使できなくなった場合は、取締役会の決議をもって、当該新株予約権者の有する本件新株予約権の全部を無償で消却することができるものとする。

10. 新株予約権の譲渡制限

本件新株予約権を譲渡するためには、取締役会の決議を要する。

11. 細目事項

本件新株予約権に関するその他の細目事項については、本総会以後に開催される取締役会決議によるものとする。

第4号議案 取締役5名選任の件

取締役全員（5名）は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて取締役5名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社株式 の数
1	天野量公 (昭和22年9月22日)	昭和50年8月 株式会社ニッシン入社 平成12年10月 同社取締役総合企画部長付部長 平成13年7月 当社取締役副社長 平成14年6月 当社代表取締役社長 現在に至る	1,500株
2	合田益己 (昭和29年5月13日)	昭和54年6月 株式会社ニッシン入社 平成12年10月 同社管理部長 平成13年7月 当社取締役審査部長 平成14年6月 当社取締役審査部長兼総務部長 平成15年6月 当社取締役総務部長 平成16年1月 当社常務取締役総務部長 平成16年6月 当社常務取締役 現在に至る	900株
3	清水克敏 (昭和29年4月9日)	平成11年4月 株式会社リサ・パートナーズ取締役 平成14年10月 株式会社エイマックス取締役 平成15年6月 当社審査部長 平成16年1月 当社取締役審査部長 平成16年3月 当社取締役アセットマネジメント部長 現在に至る	株
4	豊嶋秀直 (昭和14年3月30日)	昭和40年4月 東京地方検察庁検事 昭和63年12月 東京高等検察庁検事 平成5年7月 最高検察庁検事 平成9年12月 公安調査庁長官 平成12年11月 福岡高等検察庁検事長 平成13年10月 弁護士登録（東京弁護士会） 現在に至る	株

候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
5	寄岡秀夫 (昭和3年5月14日)	昭和35年5月 株式会社日新商事（現株式会社ニッシン）代表取締役社長 平成12年6月 株式会社ニッシン代表取締役会長 平成13年5月 株式会社日新ビル代表取締役社長 平成15年10月 当社監査役 平成16年1月 当社取締役 現在に至る （他の会社の代表状況） 株式会社ニッシン代表取締役会長 株式会社日新ビル代表取締役社長	株

- (注) 1. 豊嶋秀直氏は、「債権管理回収業に関する特別措置法」第5条第4項に定める取締役弁護士の候補者であります。
2. 寄岡秀夫氏は、商法第188条第2項第7号ノ2に定める社外取締役の要件を満たしております。
3. 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

第5号議案 監査役2名選任の件

監査役吉本修二氏、山田啓之氏の両氏は、本総会終結の時をもって任期満了となりますので、改めて監査役2名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案の提出については監査役会の同意を得ており、吉本修二、山田啓之の両氏は「株式会社の監査等に関する商法の特例に関する法律」第18条第1項に定める社外監査役の候補者であります。

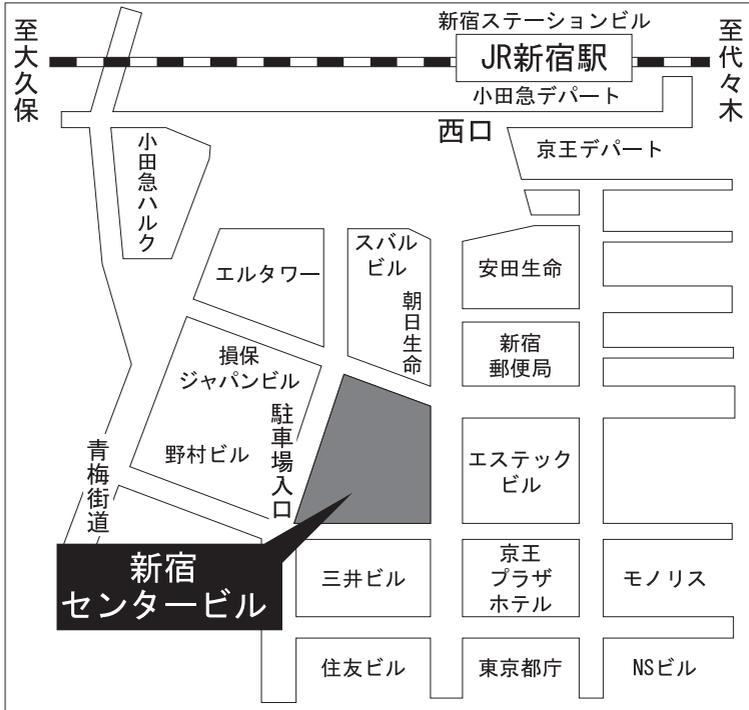
候補者番号	氏名 (生年月日)	略歴及び他の会社の代表状況	所有する 当社の 株式数
1	吉本修二 (昭和16年10月30日)	昭和39年4月 大蔵省入省 平成4年6月 大蔵省造幣局長 平成5年6月 住宅金融公庫理事 平成7年6月 社団法人第二地方銀行協会専務理事 平成15年10月 当社監査役 平成15年12月 弁護士登録(東京弁護士会) 平成16年1月 小林・長谷川法律事務所 現在に至る	株
2	山田啓之 (昭和39年10月20日)	平成3年5月 柳澤・迫本公認会計士事務所入所 平成8年8月 税理士登録 平成12年3月 株式会社ジーピージー代表取締役 平成12年11月 エイジックス株式会社代表取締役 平成13年7月 当社監査役就任 現在に至る (他の会社の代表状況) 株式会社ジーピージー代表取締役 エイジックス株式会社代表取締役	50株

(注) 各候補者と当社との間には、いずれも特別の利害関係はありません。

以上

株主総会会場ご案内図

会 場：東京都新宿区西新宿 1 丁目 25 番 1 号
新宿センタービル51階
サンスカイルーム



交通機関

- ・地下鉄丸ノ内線「西新宿駅」 徒歩 5 分
- ・都営大江戸線「都庁前駅」 徒歩 5 分
- ・JR線、私鉄、地下鉄線新宿駅（西口） 徒歩 8 分